

『第2次大阪府歯科口腔保健計画』（概要）

1. 計画の基本的事項等【第1章・第2章】

位置づけ：
歯科口腔保健の推進に関する法律第13条第1項に基づく都道府県計画
目的：
歯と口の健康づくりにかかる取組みを総合的かつ計画的に推進期間：
平成30(2018)年度から平成35(2023)年度(6年間)
他計画との整合：
大阪府健康増進計画、大阪府食育推進計画、大阪府医療計画、大阪府医療費適正化計画、大阪府高齢者計画など他計画との整合を図る
前計画の評価：
全指標の6割近くの項目で改善。むし歯のある者の割合(12歳)などの指標は改善傾向である一方、歯周治療が必要な者の割合(40歳、60歳)などの指標は改善が乏しい状況

2. 現状と課題【第3章】

1. 乳幼児期

- ・むし歯のない1歳6か月児の割合は全国と同様に年々増加
- ・むし歯のない3歳児の割合はほぼ横ばいで推移

(歯周疾患の状況)

- ・約4~5割の府民に歯周病の治療が必要
- (歯と口の健康づくりのための意識づけと実践)
- ・若い世代(20・30代)において、かかりつけ歯科医を有する割合や定期的な歯科健診を受診する割合は低い
- ・喫煙と歯周病の関係性や糖尿病と歯周病の関係性を知っている者はそれぞれ約4割にとどまる。
- (企業就業者の歯と口の健康)
- ・むし歯治療が必要な者の割合を同じ年齢層と比較すると一般府民よりも多い

2. 学齢期

- ・むし歯のある幼稚園児(5歳)や小学生(9歳)中学生(12歳)の割合は全国と同様に減少傾向
- ・むし歯のある高校生(16歳)の割合は全国と同様に減少傾向であるが、およそ半数以上の生徒にむし歯あり

3. 成人期・高齢期

(歯の保有と咀嚼の状況)

- ・80歳で自分の歯を20本以上有する者の割合(8020達成者)は42.1%と1次計画策定時(33.3%)よりも改善
- ・咀嚼良好者の割合は年齢とともに減少し、60歳以上で大きく低下

4. 歯科健診を受診することが困難など配慮の必要な人

- ・定期的な歯科健診を実施する介護老人保健施設は約3割、障がい児者入所施設は約6割にとどまる。

3. 基本的な考え方【第4章】・取組みと目標【第5章】・計画の推進体制【第6章】

(基本理念)

全ての府民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会
～いのち輝く健康未来都市・大阪の実現～

(基本目標)

歯と口の健康づくり推進による健康寿命の延伸・健康格差の縮小

(基本方針)

- (1) 歯科疾患の予防・早期発見、口の機能の維持向上
- (2) ライフステージに応じた取組み (3) 歯と口の健康づくりを支える社会環境整備

| | 具 体 的 取 組 み | 府民の行動目標 | 主な数値目標 | 現状値 | 2023年度目標 |
|---------------------------|--|---|--|--|------------------------|
| 1. 歯科疾患の予防・早期発見、口の機能の維持向上 | (1) 乳幼児期 関係機関と連携した、子どもや保護者に対する、歯と口の健康づくり良好者の表彰を通じた普及啓発 等 | ・乳歯がむし歯にならないよう、家庭や幼稚園などを通じて、歯みがき習慣を身につけます 等 | むし歯のない者の割合(3歳児) | 80.9% [H27] | 85%以上に上げる |
| | (2) 学齢期 好ましい歯科保健行動や習慣を児童・生徒が身につけることができるよう、歯科保健指導を担う学校保健専門職(学校歯科医等)と連携した、児童・生徒への働きかけ 等 | ・乳歯や永久歯がむし歯にならないよう、家庭や学校などを通じて、歯みがき習慣を身につけます 等 | むし歯のある者の割合(16歳) | 53.3% [H27] | 45%以下に下げる |
| | (3) 成人期 成人歯科健診(歯周病検診)受診の必要性や実施状況について、啓発資料を作成。また、地域の商工会議所、協会けんぽなどの医療保険者などと連携した啓発の充実 等 | ・市町村で実施している成人歯科健診(歯周病検診)などを活用し、定期的に歯科健診を受診します 等 | 過去1年に歯科健診を受診した者の割合 | 51.4% [H28] | 55%以上に上げる |
| | (4) 高齢期 咀嚼(かむこと)や嚥下(飲み込むこと)に着目した口の機能の維持・向上を図るための嚥下体操の方法などを記載した、府民にわかりやすい実践リーフレット作成 等 | ・口の機能(食物を口に取り込み、かんで飲み込むことなど)の向上のために必要な知識を身につけます 等 | 咀嚼良好者の割合(60歳以上) 20本以上の歯を有する者の割合(80歳) | 65.9% [H28] 42.1% [H25-H27平均] | 75%以上に上げる 45%以上に上げる |
| | (5) 歯科健診を受診することが困難など配慮の必要な人(要介護者、障がい児者) 要介護者、障がい児者や家族、介護にあたる施設職員に対し、歯と口の清掃及び定期的な歯科健診等について、施設への出前講座や実地研修の機会などを活用し、情報提供 | ・家庭や施設などにおいて、歯間部清掃用具(デンタルフロス、歯間ブラシ等)を使ったセルフケア(歯と口の清掃)を行います 等 | 介護老人保健施設での定期的な歯科健診の実施 障がい児及び障がい者入所施設での定期的な歯科健診の実施 | 29.5% [H28] 63.9% [H28] | 35%以上に上げる 75%以上に上げる |
| 2. 歯と口の健康づくりを支える社会環境整備 | (多様な主体との連携・協働) 若い世代が歯と口の健康にかかる意識づけや実践を行えるよう、歯と口の健康づくりをテーマに含めてセミナーを実施する大学に対して、就職セミナーなどの場を活用し、啓発資料の提供や講師の派遣「健康経営」に取り組む事業者に対し、歯と口の健康づくりの視点も含めるよう働きかけ公民連携の枠組みを活用し、府民の健康づくりに取り組む民間企業と連携し、府民や事業者に対する情報発信、健康イベントの開催などを通じて、歯と口の健康づくりにかかる普及啓発を推進 | ・若い世代や働く世代などが歯科疾患の予防、早期発見等に取組めるよう、事業者や医療保険者、関係団体、市町村など多様な主体の連携・協働した取組みを行います 等 | 乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の目標に準拠 | | |

(推進体制) 府民の歯と口の健康づくり関係団体等で構成する「大阪府生涯歯科保健推進審議会」を活用し、関係機関が連携・協働して、オール大阪の体制により効果的な歯と口の健康づくり施策を推進